

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	子ども・子育て支援法関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

弘前市は、子ども・子育て支援法関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

弘前市長

公表日

令和6年3月11日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	子ども・子育て支援法関係事務
②事務の概要	子ども・子育て支援法その他関係法令に基づき、子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する以下の事務を行う。 ① 子どものための教育・保育給付に関する申請受付・認定・支給事務 ② 子育てのための施設等利用給付に関する申請受付・認定・支給事務 ③ 特定教育・保育施設の申込受付・利用調整事務 ④ 利用者負担金等の決定・徴収事務 ⑤ 実費徴収に係る補足給付事業の申請受付・認定・支給事務
③システムの名称	子ども子育て支援システム 中間サーバ 団体内統合宛名システム サービス検索・電子申請機能
2. 特定個人情報ファイル名	
教育・保育給付認定申請兼利用申込情報ファイル 施設等利用給付給付認定申請情報ファイル 認定変更情報ファイル 補足給付費交付申請情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 番号法別表第一第94項 番号法別表第一主務省令第68条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 番号法別表第二第116項 番号法別表第二主務省令第59条の2の2
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康こども部 こども家庭課
②所属長の役職名	こども家庭課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	弘前市役所 企画部 法務文書課 法務文書係 〒036-8551 弘前市大字上白銀町1番地1 TEL 0172-40-0205 FAX 0172-35-7956
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	弘前市役所 健康こども部 こども家庭課 保育係 〒036-8551 弘前市大字上白銀町1番地1 TEL 0172-35-1131 FAX 0172-39-7003

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年11月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年11月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="radio"/>]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [<input type="radio"/>]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年2月17日	I-1 事務の概要	<p>子ども・子育て支援法その他関係法令に基づき、小学校就学前子どもの保護者からの申請等に対し、子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付等(以下「給付費」という。)の支給等、特定教育・保育施設の利用等、利用者負担金等の決定に関する事務を行う。</p> <p>具体的な事務内容は以下のとおり。</p> <p>① 子どものための教育・保育給付、子育てのための施設等利用給付、地域子ども・子育て支援事業等の対象者の認定に関する申請・変更申請受付事務</p> <p>② 保育の必要性・必要量認定事務</p> <p>③ 給付費の支給認定・職権変更・取消事務</p> <p>④ 特定教育・保育施設利用申込受付事務</p> <p>⑤ 特定教育・保育施設利用調整・承諾・保留・内定・取消事務</p> <p>⑥ 利用者負担金等の決定・徴収関係事務</p>	<p>子ども・子育て支援法その他関係法令に基づき、子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する以下の事務を行う。</p> <p>① 子どものための教育・保育給付に関する申請受付・認定・支給事務</p> <p>② 子育てのための施設等利用給付に関する申請受付・認定・支給事務</p> <p>③ 特定教育・保育施設の申込受付・利用調整事務</p> <p>④ 利用者負担金等の決定・徴収事務</p> <p>⑤ 実費徴収に係る補足給付事業の申請受付・認定・支給事務</p>	事後	
令和5年2月17日	I-2 特定個人情報ファイル名	<p>認定情報ファイル</p> <p>施設利用情報ファイル</p> <p>申請情報ファイル</p> <p>世帯・減免情報ファイル</p> <p>負担金等収納情報ファイル</p> <p>負担金等滞納情報ファイル</p>	<p>教育・保育給付認定申請兼利用申込情報ファイル</p> <p>施設等利用給付給付認定申請情報ファイル</p> <p>認定変更情報ファイル</p> <p>補足給付費交付申請情報ファイル</p>	事後	
令和5年2月17日	II-1 いつ時点の計数か	令和3年11月1日 時点	令和4年11月1日 時点	事後	
令和5年2月17日	II-2 いつ時点の計数か	令和3年11月1日 時点	令和4年11月1日 時点	事後	
令和6年3月11日	IV-5 特定個人情報の提供・移転	<p>不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か</p> <p>→ 2) 十分である</p>	提供・移転しない	事後	
令和6年3月11日	I-4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>番号法第19条第8号</p> <p>番号法別表第二第116項</p> <p>番号法別表第二主務省令第59条の2</p>	<p>番号法第19条第8号</p> <p>番号法別表第二第116項</p> <p>番号法別表第二主務省令第59条の2の2</p>	事後	
令和6年3月11日	II-1 いつ時点の計数か	令和4年11月1日 時点	令和5年11月1日 時点	事後	
令和6年3月11日	II-2 いつ時点の計数か	令和4年11月1日 時点	令和5年11月1日 時点	事後	